

広川町農業委員会

第 19 回総会議事録

令和 4 年 2 月 7 日

広川町農業委員会第 19 回総会議事録

令和 4 年 2 月 7 日広川町農業委員会第 19 回総会が福岡八女農協広川地区センター2 階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
議長	大 石 義 勝	6	馬 場 敦 子
会長代理	古 賀 秀 之	7	渡 邊 和 江
1	中 村 和 浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 崎 義 史
3	山 村 佳代子	10	稲 員 雅 史
4	梅 本 康 孝	11	野 田 光 浩
5	丸 山 敬二郎	12	渡 邊 鉄 也

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
—	田 中 秀 典	—	弓 削 和 幸
—	重 野 秀 夫	9	船 越 誠 治
—	鹿 田 勝 師	—	野 田 隆 文
4	萩 尾 喜久夫	—	山 下 淳
5	丸 山 和 幸	—	中 島 和 彦
6.	馬 場 啓 介	13	牛 島 信 二
—	中 島 康 則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員及び欠席委員の報告、並びに出席委員が過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項1件、議案第1号2件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第4号3件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願ひします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願ひします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番 丸山敬二郎 委員、12番 渡邊鉄也 委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知 順位1から順位3について事務局の説明をお願ひします。

事務局 順位1 大字 水原 1筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合により解約する旨説明。順位2 大字 川上 2筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合により解約し認定農業者に貸し付ける旨説明。

順位3 大字 日吉 3筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：農地転用のため解約する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1から順位3について質問意見等ありましたらお願ひします。

全委員 意見質問なし

議長 意見もないようですので次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議いたします。順位1 事務局の説明をお願ひします。

事務局 説明 順位1 大字 長延 1筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願ひします。

4番 萩尾喜久夫 推進委員 譲受人の■■■■さんは長延の土建会社を経営されており。申請地は野菜を作付けされるということですのでよろしくご審議お願ひします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願ひします。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とし次に進みます。順位2について事務局の説明をお願ひします。

事務局 説明 順位2 大字 新代 1筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願ひします。

9 番 船越誠治 推進委員 只今、事務局から説明がありましたとおり申請地は申請人が去年取得された農地に隣接しており道路にも接して耕作しやすいということで申請をされておられますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

3 番 山村佳代子 委員 去年、取得された農地は何が作付けされているんでしょうか。

9 番 船越誠治 推進委員 野菜が作付けされています。

議長 他に質問意見はありませんか。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 挙手。（賛成多数。）

議長 賛成多数で認める事とし次に進みます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 久泉 1 筆、申請人：■■■■ 申請理由：従業員駐車場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 申請人は、桐板店を経営しておられ従業員駐車場が手狭になったため転用申請されるもので水利関係等の同意も取られており何ら問題はないと思われまのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 申請地への進入は何処からされるんですか。

事務局 申請地東側の倉庫敷地の北側から進入される計画になっております。

議長 他に質問意見はありませんか。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字 藤田 他 1 筆、申請人：■■■■ 申請理由：農地改良（一時

転用) 用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13 番 牛島信二 推進委員 申請地は去年の 10 月の総会で承認いただきました案件で農地に雑草が繁茂し荒廃しておりますので、重機を入れて農地整備したいということですのでよろしくをお願いします。尚農地整備されるにあたり隣接農地の所有者や水利管理者からの同意も取られています。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 委員 農地改良については、砂利等で盛土されても農地改良として認められるのでしょうか。

事務局 農地改良については、耕作条件が悪い農地を盛土等により農地整備されるものですので、改良後に農地として利用できない状態であれば認められません。

11 番 野田光浩 委員 前回申請人から約 100 坪にじゃがいもを作付けされるという説明を受けていたと思いますが。

事務局 当初は約 100 坪にじゃがいもを作付けされ、計画的に作付け拡大していきたいと聞いております。

11 番 野田光浩 委員 申請地に接して非農地の土地がありますが、その土地にも砂利が搬入されていますが手続きは必要ないのでしょうか。

事務局 現地を見たときに農地に砂利が置いてありましたので申請人の方に、撤去していただくようをお願いしておりましたので、その砂利を置かれていますと思います。

11 番 野田光浩 委員 申請人は、建設業をされておられるということですので廃材等が搬入されないか心配しています。

事務局 申請人の方には、耕作目的で取得されておりますので農地として耕作されますようをお願いしています。

11 番 野田光浩 委員 非農地の土地は北側に傾斜地となっておりますが埋立てられる場合には手続きは必要ないのでしょうか。

事務局 置かれている土地は農地ではありませんので農地法の申請は必要ありませんが、盛土をされる場合は県の土砂埋め立て条例により申請が必要になる場合があります。

古賀会長代理 申請人は、農地として取得されていますので耕作されているか、時々見にいかれるようをお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 耕作されずに山林化すれば、非農地になり農地以外に利用されるのではないのでしょうか。

事務局 申請地は農業振興地域内の農用地ですので、農地以外の目的には利用できません。また、非農地として取り扱う場合は農業委員会の承認が必要となります。

議長 順位 2 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 挙手。(賛成多数。)

議長 賛成多数で認める事とし次に進みます。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 長延 1 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：持分 1/2■■■■
持分 1/2■■■■ 契約の種類：売買 申請理由 一般住宅用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4 番 萩尾喜久雄 推進委員 申請地に接して住宅が 2 戸建っておりましたが更地にされて住宅が建っており、今回残地となっていた農地を住宅用地に転用申請されるものです。排水については合併浄化槽で南側の水路に流されるということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とし次に進みます。議案第 2 号順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字 日吉 他 6 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■■■■■
■■■■■■■■ 契約の種類：売買 転用目的 貸倉庫用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山和幸 推進委員 申請地につきましては昨年、農用地の除外申請がなされた案件で貸倉庫用地として転用申請されるものですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

古賀会長代理 筆毎の農地の所有者についてお願いします。

事務局 筆毎に農地の所有者について説明。

5 番 丸山敬二郎 委員 ●番は、原野になっておりますがどういふことでしょうか。

事務局 登記簿地目は原野になっておりますが、現況は農地として農地台帳に登載されております。

議長 順位2について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位3 大字 新代 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 転用目的 職員駐車場用地。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越誠治 推進委員 只今、事務局から説明がありましており職員駐車場用地として転用申請されるもので、雨水については南側に勾配をつけて排水路に流される計画をされており、用水関係についても申請地がパイプラインの末端ですので何ら問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

7番 渡邊和江 委員 申請地の排水は傾斜をつけただけでは隣接農地にも雨水が流入するのではないかと心配されます。

事務局 敷地内に側溝を設けて排水される計画になっております。

7番 渡邊和江 委員 大雨時には雨水が道路まで浸水し耕作するのに支障がありますので、排水対策は十分していただきたい。

事務局 申請地の周囲には5段のコンクリートブロックで囲まれ土砂や雨水の流出について被害防除計画をされており、問題が生じた場合は誠意をもって解決するとの誓約書を提出されておりますので真摯に対応されると思います。

5番 丸山敬二郎 委員 パイプラインは申請地の何処に設置されているのでしょうか。

事務局航空写真により説明。

議長 順位2について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 挙手。（賛成多数。）

議長 賛成多数で認める事とし次に進みます。議案第4号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転説明 順位1 大字広川 他 1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■
■■■■ 売買により譲渡される旨説明。順位2 大字水原 1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：
福岡県農業振興推進機構 売買により譲受ける旨説明。順位3 大字川上 1筆 譲受人：■■
■■■■ 譲渡人：■■■■ 売買により譲渡される旨説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。所有権移転及び利用権設定について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之 以上をもちまして、第19回農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。